

外国法事務弁護士会の会費免除の手續に関する規則

(平成十九年十二月二十一日規則第二百二十六号)

改正 平成二五年一月一九日

同 二六年一月一八日

同 三一年 四月一八日

(目的)

第一条 この規則は、外国特別会員基本規程(会規第二十五号。以下「基本規程」という。)第六十六条の二第四項の規定に基づき、外国法事務弁護士の会費及び特別会費(以下「会費等」という。)の免除に関し、免除手續その他必要な事項を定めることを目的とする。

(基本規程第六十六条の二第一項の規定に基づく免除申請手續)

第二条 基本規程第六十六条の二第一項の規定に基づき会費等の免除を受けようとする外国法事務弁護士は、次に掲げる事項を記載した会費等免除申請書を所属する弁護士会に提出して申請しなければならない。

一 出産予定日又は出産日(流産又は死産のときは、その日。以下同じ。)

- 1 -

二 多胎妊娠であるときは、その旨

三 基本規程第六十六条の二第三項の規定により外国法事務弁護士の会費等の免除の期間に準用される出産時の会費免除に関する規程(会規第八十四号)第三条に規定する免除期間中の会費等を既に納付し、その還付を受けようとするときは、その旨

(添付書類)

第三条 前条の会費等免除申請書には、出産予定日又は出産日を証する書類を添付しなければならない。

(基本規程第六十六条の二第二項の規定に基づく免除申請手續)

第四条 基本規程第六十六条の二第二項の規定に基づき会費等の免除を受けようとする外国法事務弁護士は、次に掲げる事項を記載した会費等免除申請書及び誓約書兼育児予定書(別記様式第一号)を所属する弁護士会に提出して申請しなければならない。

一 子の氏名及び子の出生した日

二 多胎妊娠により二人以上の子が出生した場合は、その旨

三 免除を申請する期間

四 当該子についての基本規程第六十六条の二第一項の

- 2 -

規定に基づく出産時における会費等の免除の有無

五 基本規程第六十六条の二第三項の規定により外国法事務弁護士の間中の会費等の免除の期間に準用される育児期間中の会費免除に関する規程（会規第九十八号）第二条に規定する免除期間中の会費等を既に納付し、その還付を受けようとするときは、その旨

（添付書類）

第五条 前条の会費等免除申請書には、戸籍謄本又は子どもの関係が明らかになる住民票を添付しなければならない。

（育児実績書の提出）

第六条 基本規程第六十六条の二第二項の規定により会費等の免除を受けた外国法事務弁護士は、免除期間を四か月ごとに区分した各期間ごとに、当該期間経過後一か月以内に、当該期間に係る育児実績書（別記様式第二号（最終の期間については別記様式第三号）又はその内容に改変を加えない範囲で本会が別に定める様式）を本会に提出しなければならない。

2 第九条第二項の規定により会費等の還付を受けようとする外国法事務弁護士は、前項の例に従い作成した育児実績書を、第四条に規定する申請に際して提出しなければ

- 3 -

ばならない。

（育児実績書の提出方法）

第六条の二 前条第一項の育児実績書の提出方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 持参する方法
- 二 郵送する方法
- 三 ファクシミリを利用して送信する方法
- 四 ウェブサイトへ入力する方法
- 五 電子メールに添付して送信する方法

（免除の取消し）

第七条 本会は、外国法事務弁護士が第六条第一項の育児実績書を提出せず、又は育児の実績が著しく不足する等免除を取り消すべき事情が判明した場合には、免除を取り消すべき事情が生じた月に遡って、会費等の免除を取り消すことができる。

2 前項の規定により免除を取り消された外国法事務弁護士は、本会が指定する日までに所属する弁護士会を経て、本会に対し、免除を取り消された期間に係る会費等を納めなければならない。

（免除の失効）

第八条 基本規程第六十六条の二第二項の規定による会費

- 4 -

等の免除は、当該申請の対象とした子が免除期間の満了前に死亡した場合その他子の育児を必要としなくなる事由が生じた場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当然に効力を失う。この場合において、同項の規定により会費等の免除を受けた外国法務弁護士は、速やかに、所属する弁護士会を通じて、当該事由が生じた旨を届け出なければならない。

(免除期間の変更)

第八条の二 基本規程第六十六条の二第一項及び第二項の規定により会費等の免除を受けようとする会員は、会費等の免除申請が承認された後は、免除期間を変更することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、基本規程第六十六条の二第一項の規定による会費等の免除申請が承認された後に当該申請に係る妊娠が多胎妊娠であることが判明したときは、当該会員は多胎妊娠の場合の免除期間に変更することができるとができる。

(還付)

第九条 本会は、基本規程第六十六条の二第一項の規定に基づく会費等の免除申請において、当該申請をした外国法務弁護士が第二条の会費等免除申請書を提出した時

までに免除期間中の会費等を納付しているときは、当該免除期間中の会費等を還付する。

2 本会は、基本規程第六十六条の二第二項の規定に基づく会費等の免除申請において、当該申請をした外国法務弁護士が第四条の会費等免除申請書を提出した時まで免除期間中の会費等を納付しているときは、当該免除期間中の会費等を還付する。

(申請期間)

第十条 第二条の会費等免除申請書は、出産日から一年を経過したときは提出することができない。

2 第四条の会費等免除申請書は、子が二歳に達する日の属する月を経過したときは、提出することができない。

(基本規程第六十六条の二第一項と第二項との関係)

第十一条 基本規程第六十六条の二第一項の規定に基づく会費等の免除申請は、同条第二項の規定に基づく会費等の免除申請を妨げない。

附 則

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月九日改正)

第一条、第二条の見出し及び同条第三号並びに第四条から第十一条まで並びに別記様式(新設)の改正規定は、育

児期間中の会費免除に関する規程の施行の日から施行する。

(平成二六年九月一八日理事会決議で平成二七年

四月一日から施行し、同月以降の育児について

適用)

附 則 (平成二六年一月一八日規則第一六五号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国

弁護士による法律事務の取扱いに関する特

別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関

する規則 題名、第一条、第二条、第四条、

第六条、第七条、第八条、第九条、様式改

正)抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一

日から施行)

附 則 (平成三一年四月一八日改正)

第四条、第六条、第六条の二(新設)、第七条第一項、

第八条の二(新設)、別記様式及び別記様式第一号から別

記様式第三号まで(新設)の改正規定は、平成三十一年三

月一日総会決議による育児期間中の会費免除に関する規程  
第二条の改正規定の施行の日から施行する。

(平成三一年四月一八日理事会決議で令和元年一

〇月一日から施行し、同月以降に出生した子の

育児について適用)